毎週火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

◎ 告　示　　所管課（室）名
・分区の指定　　港　湾　課
・建築基準法第７条の３第１項第２号に規定する中間検査に係る建築物の用途及び特定工程等の指定　　建　築　課

◎ 公　告
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（２件）　　経営支援課

告　　示

長崎県告示第559号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第１項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく多比良港臨港地区内に次の１のとおり分区の指定を変更する。

なお、その関係図書は、次の２の縦覧場所に備えおいて、縦覧に供する。

令和６年11月８日

多比良港港湾管理者　長崎県
代表者　長崎県知事　大石　賢吾

１　分区の指定

⑴　修景厚生港区の指定を変更する箇所
長崎県雲仙市国見町の一部
（別紙図面は省略）

２　縦覧場所

⑴　長崎県長崎市尾上町３番１号
長崎県土木部港湾課

⑵　長崎県島原市城内１丁目1205番地
長崎県島原振興局

⑶　長崎県雲仙市吾妻町牛口名714
雲仙市役所

長崎県告示第560号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第７条の３第１項第２号に規定する特定工程及び同条第６項に規定する特定工程後の工程を次のとおり指定する。

令和６年11月８日

長崎県知事　大石　賢吾

中間検査を行う区域	長崎県全域（長崎市及び佐世保市の区域を除く。）
中間検査を行う期間	令和６年11月11日から令和11年11月10日までの５年間

中間検査を行う建築物の用途	法別表第１（一）の項から（四）の項までの（い）の欄に定めるもの
中間検査を行う建築物の規模及び構造	地階を除く階数が３以上かつ延べ面積が500平方メートルを超える耐火建築物 （法第18条第１項の適用を受ける建築物を除く。）
指定する特定工程	基礎配筋完了時及び最上階配筋完了時 （鉄骨造の建築物にあっては、基礎配筋完了時及び鉄骨の組立完了時） （木造の建築物にあっては、基礎配筋完了時及び軸組の組立完了時） （２以上の構造を併用する建築物にあっては、基礎配筋完了時及び各構造の特定工程のうち、最も遅い特定工程）
指定する特定工程後の工程	指定する特定工程に係るコンクリート打設 （鉄骨造又は木造の建築物にあっては、指定する特定工程に係るコンクリート打設及び構造耐力上主要な部分を隠蔽する工事）

公　　告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の届出に対し、同法第８条第１項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第８条第３項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和６年11月８日

長崎県知事　大石　賢吾

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　MEGAドン・キホーテ大村インター店
　長崎県大村市西大村本町259番　ほか１筆
２　届出の概要
　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
３　意見書の概要
⑴　意見書を提出した者
　大村市長　園田　裕史
⑵　意見書の内容
　意見なし
４　関係書類の縦覧
⑴　縦覧期間
　公告の日から１月間
⑵　縦覧場所
　県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）、大村市産業振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の届出に対し、同法第８条第１項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第８条第３項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和６年11月８日

長崎県知事　大石　賢吾

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ドン・キホーテ佐世保店
　長崎県佐世保市大塔店616番28号　ほか
２　届出の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更

３　意見書の概要

⑴　意見書を提出した者

佐世保市長　宮島　大典

⑵　意見書の内容

意見なし

４　関係書類の縦覧

⑴　縦覧期間

公告の日から１月間

⑵　縦覧場所

県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四
印刷所　長崎市樺島町八番十二号　株式会社クイックプリント
印刷人　寺田宏弥